亡くなったひとの本籍、 死亡地、または届出人の 所在地でのみ届出がで きます。 理 令和 年 月 日 受 発 亡 死. 届 第 ※本籍地で届け出ると 概ね数日で死亡の事実 が戸籍に反映されます。 本籍地以外で届け出る 場合、戸籍への反映にも 送 付 令和 年 月 Н 長印 令和 5年 4月 1日 第 書類調査 戸籍記載 記載調査 調 査 票 附 票住民票 知 週間以上かかる場合も 福島県会津若松市 長 殿 ありますので、ご了承く ださい。 ょ みかた) あいづ たろう Æ 名 (1) ☑男 □女 氏 名 (2)津 太朗 亡くなったひとが日本国籍の場合は、生 (3)□午前 年月日を和暦で記 入してください。 生まれてから30日以内に 死亡したときは生まれた 時刻も書いてください 時 生年月日 昭和7年 1 月 29日 分 □午後 ※「T」や「S」などと 略さずに正しく記入 してください。 (4) □午前 令和3年8月30日 死亡したとき 0時10分 ☑午後 (5) 番地 死亡したところ 福島県会津若松市山鹿町3番27号 号 番 (6)福島県会津若松市上町 3 住 所 3 番 号 (4)(5)欄については 住民登録をして 世帯主 会津 正義 届書右側の死亡診断 書等に書いてあると いるところ 会津若松市東栄町3 おり記入してくださ 本 籍 (7) 外国人は国籍だけを書い 筆頭者 会津 太朗 の氏名 てください (8) 死亡した人の ☑いる (満78歳) いない(□未婚 □死別 □離別) (9) 夫または妻 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 (10) 欄は該当する 死亡したときの 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員 項目どれか1つに必ず 世帯のおもな 数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) (10)☑してください。 仕事と 4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々 または1年未満の契約の雇用者は5) 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 \mathbf{V} 6.仕事をしている者のいない世帯 死亡した人の (11)産業 職業 職業•産業 (11)欄は、国勢調査 の年のみ記入してく その ださい。それ以外の年は空欄 他 こしてください。 ☑1. 同居の親族 □2. 同居していない親族 □3. 同居者 □4. 家主 □5. 地主 □6. 家屋管理人 □7. 土地管理人 □8. 公設所の長 住所 届出人は原則として、 1. 同居の親族 2. 同居していない親族 3. 同居者 届 福島県会津若松市上町 3 3 무 出 本籍 番地 筆頭者 の氏名 人 福島県会津若松市東栄町10 会津 正義 のいずれかとなります。 署名 会 津 昭和38年4月15日生 止 義 事件簿番号 届出人が日本国籍の場合は、 生年月日を和暦で記入してください。 届出人の署名があれば 押印しなくてもかまいません (押印は任意です。) ※「T」や「S」などと略さずに

正しく記入してください。